

時 の動き

JAL争議は新たな段階に

JAL被解雇者労働組合(JHU) 委員長 山口 宏弥

パイロットと客室乗務員165人が年齢と病歴を基準に、2010年の大晦日に不当解雇されてから12年目になった。この間、二つの裁判で争われてきた。先行した地位確認裁判では「整理解雇4要件」で争ったが、2015年2月、最高裁は会社の主張を認めた。一方、管財人が労働組合に介入した不当労働行為事件では、JALが「都労委命令」の取り消しを求めて行政訴訟、2016年9月に最高裁は「団結権侵害」と会社を断罪した。裁判の順序が逆なら、後の展開は違っていただろう。そもそも地位確認裁判は、

東京地裁が選任した更生会社JALの片山英二管財人を相手取った裁判であった。しかも地裁判決の2カ月前に、JALが元最高裁判事の甲斐中辰夫氏かひなかを社外取締役を迎えた中での判決であった。

2018年4月、赤坂社長が「出来るだけ早期に解決したい」と発言、5月には「労務方針の変更」が発表された。これを受けて乗員組合とキャビンクルーユニオンが、原告団と支援団体に活動中止を呼びかけた。しかし、具体的な解決策は示されず、「特別協議」だけが行われた。これまで協議は

19回行われ、地上職希望者に職場を探索マツチングが進められている。この3年間に乗員原告4名と客乗原告2名が1年毎の嘱託契約で採用されたが、原職復帰や解決金の要求について道筋は示されず、原告の高齢化だけが進んでいる状況となっていた。

争議が11年目となった昨年4月、60歳を過ぎ9年近く組合員資格を失っていた元機長組合員の原告3人が、JAL被解雇者労働組合(JHU)を立ち上げた。結成後、直ちに団体交渉を要求したが拒否され、5月12日に

◆時の動き



22年1月6日、雪中・国土交通省前の抗議行動

都労委へ団交拒否で申立てた。都労委はJAL争議についての関心は高く、手続きは順調に進められた。会社が変化したのは6月7日で、超党派国会議員20名が「JAL争議の早期解決を求める要望書」を都労委に提出する6月9日の直前であった。

6月24日に初の事務折衝が持たれた。会社は「団体交渉」と主張しているものの、役員出席は拒否、他労組との団交には役員が出席していることから、差別扱いとなっている。これまで交渉（団交）と都労委調査はそれぞれ4回行われているが、会場には毎回30名程の支援者が駆け付けて、JHUを励ましてくれている。こうした闘いを進めている中で、12月には組合員数は22名に拡大した。

こうやく
膠着した状況を打開するには、国土交通省の責任追及も重要であった。国交省は航空法上の管理・監督の立場にあり、JALの破綻と再建が国交省主導で進められたことから、国交省に「使用者性」があるのは明らかである。JHUは9月15日、国土交通省に対しても団体交渉を要求した。しかし国交省は「個別企業の問題に行政が関与するのは適切でない」と応じなかった。

そこで12月9日、JHUは国交省を「団交拒否」で都労委に申し立てた。国交省が都労委へ申し立てられた前例はなく初めてのケースとなった。この2月17日には、JALと国交省の都労委調査が同日に行われる予定だ。

JHUは「世論」と「運動」の拡がりを重視、昨年11月からは、支援者と共に国会議員会館前と国交省前での宣伝活動を行なっている。年が明けた1月12日、4回目の交渉（団交）が予定されていたが、JALはオミクロンの感染拡大を口実に、直前になって団交の延期を申し入れてきた。緊急事態宣言下で二度も交渉を行なったにもかかわらず、突然の延期要請であった。JAL争議は都労委闘争を軸とした新たな運動と宣伝の強化、組織の拡大で状況は大きく変化している。

（やまぐち ひろや）